

平成15年度 国民健康保険 税の税率が決まりました。

◎税率

税率		平成14年度	平成15年度
医療分	所得割	課税標準所得金額 × 7.9%	課税標準所得金額 × 7.2%
	資産割	固定資産税額 × 26%	固定資産税額 × 10%
	均等割	加入者数 × 29,000円	加入者数 × 20,700円
	平等割	1世帯につき 28,000円	1世帯につき 30,300円
介護分	所得割	課税標準所得金額 × 0.78%	課税標準所得金額 × 0.78%
	均等割	加入者数 × 8,000円	加入者数 × 8,000円

◎賦課限度額（最高額）

医療分 賦課限度額	530,000円	⇒	530,000円
介護分 賦課限度額	70,000円	↗	80,000円
国民健康保険税 賦課限度額 (医療分+介護分)	600,000円	↗	610,000円

◎軽減制度の適用表

世帯主および加入者の平成14年中の所得	軽減の種類
住民税基礎控除相当額（33万円）以下	7割軽減
33万円 + {24万5千円 × 加入者数（当該世帯主を除く）} 以下	5割軽減
33万円 + （35万円 × 加入者数） 以下	2割軽減

◆国民健康保険税算定方法の見直しについて◆

平成15年度国民健康保険税の本算定を行うに際して、世代間・世代内の一層の公平を図り、被保険者に理解されやすい体系に改めるため、国民健康保険税の算定方法が一部変更されました。

公的年金等特別控除の廃止 65歳以上の公的年金受給者について、公的年金等控除（最低140万円）に上乗せされている特別控除（17万円）が廃止されます。

給与所得特別控除の廃止 給与所得者について、上乗せ控除（給与所得の5%、上限2万円）が廃止されます。

専従者控除等の適用 専従者控除等を必要経費に算入します。

譲渡所得等特別控除の適用 譲渡の目的等に応じて控除されます。

なお、軽減判定所得については従前のおりです。

◆保険税の 計算方法（例）◆

世帯の状況		医療分	
① 課税所得金額	1,570,000円	所得割 ① × 7.20% =	113,040円
② 固定資産税額	30,000円	資産割 ② × 10.00% =	3,000円
③ 被保険者	4人	均等割 ③ × 20,700円 =	82,800円
④ 介護分該当者	2人	平等割 1世帯 30,300円 =	30,300円
⑤ 仮算定額	85,000円	計（百円未満切捨て）	229,100円

介護分	所得割 ① × 0.78% =	12,246円
	均等割 ③ × 8,000円 =	16,000円
計（百円未満切捨て）		28,200円
年税額	医療分 計	229,100円
	介護分 計	28,200円
計		257,300円 ……⑥

納期別金額		金額
⑤ 仮算定額 (1期・2期)		85,000円
⑥ 年税額		257,300円
⑦ 差引 ⑥ - ⑤		172,300円
3期 納付額		43,300円
4期以降 納付額		43,000円

保険税に関する問い合わせ

小須戸町役場 税務課住民税係 ⑧番窓口
TEL 0250-38-3111 (内線127番)